

第31回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年1月31日 13:30～14:30

2. 場 所 釧路市役所本庁舎 議会議場

3. 出席委員

1番 野村 照明委員	3番 金子 靖委員	4番 清水 幸治委員
5番 廣瀬女公美委員	6番 二谷 幸裕委員	7番 大畑 礼子委員
8番 浅野 徳昭委員	9番 細川 裕委員	10番 菅原 雄一委員
11番 佐藤 裕司委員	12番 山崎 隆史委員	13番 成田 俊英委員
14番 中川 浩幸委員	15番 瀬戸 賢成委員	16番 稲場 洋二委員
17番 松下 裕幸委員	18番 佐藤 泰正委員	19番 福西 範委員
20番 野澤 勲委員	21番 志賀 忠浩委員	

(以上 20名)

4. 参 与 者 農業委員会事務局

事務局長 塩田 省吾 次長 高山 直樹 主査 清水 秀人
会計年度任用職員 藤本 恵美 杉野 恵 熊野 香苗

(以上 6名)

会議録署名委員の指名 6番 二谷 幸裕 委員
7番 大畑 礼子 委員

5. 議事日程 会期決定について 令和6年 1月 31日 (1日)

報告第53号 現況証明願について (市街化区域)
報告第54号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
議案第142号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査について
議案第143号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第144号 河川法第33条許可申請に係る進達について
議案第145号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

議長
野村会長

それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところ、お集まり頂き、ありがとうございます。
只今より第31回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は20名です。
議事録署名人に6番、二谷幸裕委員、7番、大畑礼子委員を指名しますので、よろしくお願ひ致します。
なお、会期は本日1月31日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
塩田事務局長

会務概要報告を行います。
議案書の2ページをご覧下さい。

(以下、会務概要報告)

議長
野村会長

ただいま会務概要報告がありましたが、報告内容について、何か聞きたいことはありますか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。

報告第53号「現況証明願」について、事務局より報告して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の3ページでございます、報告第53号「現況証明願」についてご報告致します。

土地の地目変更に関する登記を申請する場合、その公簿地目が畑や牧場などの農地であったときは、農業委員会が証する土地の現況情報が必要となります。

今回、鉏路地区における市街化区域内の現況証明願が1件ございました。

議案書4ページの表の1番は、資料が5ページから7ページでございます。

公簿地目が畑である、[]の1筆、面積 []㎡の土地について、所有者である []氏の代理人である、 []氏より現況証明願があり、1月17日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、1月18日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、1件の市街化区域内の「現況証明願」について、ご報告致します。

議長
野村会長

ただいま報告がありました、報告第53号「現況証明願」について、質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、次に、報告第54号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書8ページでございます、報告第54号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。

今回は、阿寒地区で1件の届出がありました。

議案書9ページの表の1番は、相続人、 氏より、被相続人 氏が所有していた、 の1筆、面積 m²の農用地を、平成30年1月29日、相続し所有権を取得したとして、令和5年12月22日、その旨の届出があり、12月25日、会長専決により受理書を発行致しました。

以上、1件の「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第54号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて、議案の審議に入ります。

議案第142号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書の10ページでございます、議案第142号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」についてご説明致します。

農用地の貸借を合意解約した場合、貸主、借主の当事者は、その旨を農業委員会に通知し、農業委員会は北海道農地法関係事務処理要領に基づき、その解約が農地法第18条第1項による北海道知事の許可を要しないものか、審査することになっております。

今回は、釧路地区で1件、阿寒地区で1件の通知がございました。

議案書11ページの表の1番は、資料が12ページと13ページでございます。

 氏が所有する、 、他3筆、面積合計 m²の農用地について、借主であります 氏との間で、令和6年1月5日に合意解約を行い、同日、通知がございました。

次に、表の2番は、資料が14ページから16ページでございます。

公益財団法人北海道農業公社が農地中間管理権を有する、 、他6筆、面積合計 m²の農用地について、借主であります 氏との間で、令和6年1月22日に合意解約を行い、同日通知がございました。

以上、2件の「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」について、ご審議のほど、よろしく願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第142号「農地法第18条第6項の規定による

通知書の審査」について審議致しますが、2番につきましては、細川裕委員のご本人の案件でありますので議事参与の制限にあたります。

つきましては、最初に1番を審議した後に、2番を審議いたします。

それでは、1番を審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第142号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第142号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の1番について原案のとおり決定致します。

次に、2番を審議いたしますので、細川裕委員は退出して下さい。

(細川裕委員退室)

議長
野村会長

それでは、審議いたします。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第142号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番について原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(挙手)

議長
野村会長

賛成多数で賛成と認め、議案第142号「農地法第18条第6項の規定による通知書の審査」の2番については、原案のとおり決定致します。

退室されている細川裕委員は入室して下さい。

(細川裕委員入室)

議長
野村会長

2番は、原案のとおり決定致しました。

それでは、次に議案第143号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局

塩田事務局長

それでは、議案書の17ページでございます、議案第143号「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご説明致します。

農用地を売買などで所有権移転をする場合や貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けなければなりません。

今回は、釧路地区で3件の許可申請がございました。

お手元に配付しております、農地法第3条調査書も併せてご確認下さい。

議案書18ページの表の1番は、資料が19ページと20ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の2番は、資料が19ページと21ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、面積合計■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

次に、表の3番は、資料が19ページと22ページでございます。

■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、面積■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものでございます。

以上、3件の「農地法第3条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

野村会長

ただいま「農地法第3条の規定による許可申請」について説明がありましたが、1番から3番の現地調査結果について、調査委員長の浅野徳昭委員より報告をお願いします。

委員

浅野委員

議案第143号「農地法第3条の規定による許可申請」について、調査報告を致します。

1番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

2番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■、他1筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に、年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

3番の申請の内容は、■■■■氏が所有する、■■■■の1筆、■■■■㎡の農用地について、■■■■氏に年間■■■■円で賃貸借を行うものであります。

これらの件について、令和6年1月12日、釧路地区農業委員3名、及び、事務局職員3名で、現地調査を行った結果、当該申請地については、今後も農用地として適正に利用、管理されるものと認められ、農地法第3条の許可要件をすべて満たしておりますことから、許可相当という結論となりました。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

野村会長

浅野徳昭委員、ありがとうございました。

それでは、議案第143号「農地法第3条の規定による許可申請」について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員

委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第143号「農地法第3条の規定による許可申請」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第143号「農地法第3条の規定による許可申請」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第144号「河川法第33条許可申請に係る進達」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
塩田事務局長

それでは、議案書23ページでございます、議案第144号「河川法第33条許可申請に係る進達」について、ご説明致します。

本案件は、河川法第33条の規定による許可申請であり、河川区域内の土地を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより河川管理者であります、北海道知事の許可が必要となりますが、昭和39年、北海道土木部長通達により、河川敷地を農用地として利用するためには、農業委員会の意見書を添付することになっております。

今回は、音別地区で1件の許可申請がありました。

議案書24ページの表の1番は、資料が25ページから27ページでございます。

北海道が管理する尺別川の河川敷地、XXXXXXXXXX、面積 XXXXXX m²について、占有者である XXXXXXXXXX 氏が採草地として占用許可を受けている河川敷地を XXXXXXXXXX に地位承継するものでございます。

以上1件について、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは議案第144号「河川法第33条許可申請に係る進達」について、審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

会長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

それでは議案第144号「河川法第33条許可申請に係る進達」について、原案に賛成の委員は挙手して下さい。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、それでは議案第144号「河川法第33条許可申請に係る進達」については、原案のとおり決定致します。

それでは、次に、議案第145号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

事務局
塩田事務局長

事務局より説明して下さい。

議案書28ページでございます、議案第145号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご説明致します。

農地所有適格法人は、毎年、事業の状況、その他農林水産省令で定める事項を、農業委員会に報告し、また、農業委員会はこの報告を受け、当該法人が農地所有適格法人として適正に運営されているか確認し、指導することになっております。

今回1件の報告がございました。

議案書29ページの農地所有適格法人要件確認書の1番は、
で、令和4年12月決算の報告となります。

本件は報告書により、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件のすべての要件を満たしていることを確認しております。

以上、1件の「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま説明がありました、議案第145号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について審議致します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決致します。

議案第145号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」について、原案に賛成の委員は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長
野村会長

全会一致で賛成と認め、議案第145号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」については、原案のとおり決定致します。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了いたしました、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

令和6年 1月 31日

議 長 野 村 照 明

署名委員 二谷 幸裕

署名委員 下畑 社子